

航空事故調査報告書
ニューウイングス式MAX-R447型超軽量動力機
佐賀県唐津市
平成5年9月26日

平成6年3月3日

航空事故調査委員会議決

委員長 竹内和之

委員 小林哲一

委員 宮内恒幸

委員 東 昭

委員 東 口 實

1 航空事故調査の経過

1.1 航空事故の概要

ニューウイングス式MAX-R447型超軽量動力機（複座）（財団法人 日本航空協会識別番号JR7039）は、平成5年9月26日、レジャー飛行のため、佐賀県唐津市の「虹の松原」上空付近を飛行中、15時50分ごろ、「虹の松原」の松林に墜落した。

同機には操縦者ほか1名が搭乗していたが、操縦者が軽傷、同乗者が重傷を負った。同機は大破したが、火災は発生しなかった。

1.2 航空事故調査の概要

1.2.1 調査組織

航空事故調査委員会は、平成5年9月26日、本事故の調査を担当する主管調査官を指名した。

1.2.2 調査の実施時期

平成5年9月27日～28日 現場調査

1.2.3 原因関係者からの意見聴取

意見聴取を行った。

2 認定した事実

2.1 飛行の経過

ニューウイングス式MAX-R447型超軽量動力機（複座）（財団法人 日本航空協会識別番号JR7039）は、平成5年9月26日、レジャー飛行のため、約40分間の予定で操縦者が右席に友人が左席に搭乗し、佐賀県唐津市の松浦川河川敷の場外離着陸場（以下「場外離着陸場」という。）を15時20分ごろ離陸した。

その後、事故に至るまでの飛行経過は、操縦者によれば次のとおりであった。

場外離着陸場を離陸後、唐津湾の上空を当初高度約150メートルで飛行し、徐々に高度を下げて虹の松原の海岸線沿いに高度約20メートル、速度毎時約35キロメートルで飛行中の15時50分ごろ、突然、左翼が下がり、左に降下旋回を始めた。直ちに回復操作を実施したが間に合わず松林に機首から墜落した。

飛行中エンジンに異常は感じなかった。

また、凧上げをしていて事故を目撃した者によれば次のとおりであった。

「虹の松原」の海岸で凧上げをしていたところ、15時50分ごろ超軽量動力機が東方から飛んで来た。自分が上げていた凧糸に接近し、凧糸が同機の左翼翼端に接触したので凧糸を手から離したが同機は左旋回しながら松林に墜落した。

直ちに墜落位置に駆けつけ、搭乗者の救出に当たった。搭乗者は救急車により市内の病院に収容された。

事故発生地点は佐賀県唐津市鏡の「虹の松原」内で、事故発生時刻は15時50分ごろであった。（付図1参照）

2.2 人の死亡、行方不明及び負傷

重傷1名、軽傷1名

2.3 航空機の損壊に関する情報

2.3.1 損壊の程度

大 破

2.3.2 航空機各部の損壊の状況

左右スパン	破 損
右クロスバー	破 損
センターキール	破 損
キングポスト	破 損
左右コントロールバー	破 損

エンジン取り付け部	破 損
主 脚	破 損

2.4 航空機以外の物件の損壊に関する情報

な し

2.5 乗組員に関する情報

操縦者 男性 43歳

総飛行時間 450時間

同型式機による飛行時間 87時間

最近30日間の飛行時間 5時間

なお、同人は、超軽量動力機に関して（財）日本航空協会より次のとおり技量認定を受けている。

技量認定番号 1787

認定年月日 平成元年7月18日

型式の限定 体重移動型

健康診断書 15682

有効期間 平成5年12月8日

2.6 航空機に関する情報

2.6.1 航空機

型 式 名 ニューウイングス式MAX-R447型

製 造 番 号 不明

製 造 年 月 日 不明

型式認定番号 JA90-RT-005

総飛行時間 87時間

2.6.2 重量

事故当時同機の重量は約250キログラムと推算され、許容範囲(最大重量350キログラム)内にあったものと推定される。

2.7 気象に関する情報

2.7.1 操縦者によれば、事故現場付近の事故当時の気象は次のとおりであった。

天気 晴れ、視程 良好、風向 北々東、風速 6～7メートル/秒

2.7.2 事故現場の西北西約5.8キロメートルに位置する唐津東松浦広域市町村圏組合消防署による事故当日の観測値は次のとおりであった。

15時00分 天気 晴れ、風向 北東、風速 5メートル/秒、気温 22.1度C

16時00分 天気 晴れ、風向 北東、風速 5メートル/秒、気温 22.7度C

2.8 事実を認定するための試験及び研究

2.8.1 機体の調査

機体を調査した結果、墜落時に受けた損傷以外に異常は認められなかった。

左翼翼端から3番目のリブに尻糸がからまっていた。

また、エンジンについても異常は認められなかった。

2.8.2 尻糸の強度調査について

尻糸（三角翼で67センチメートル×110センチメートル、糸の長さ約100メートル）は市販のもので、尻糸の強度は簡便な引っ張り試験を行った結果、約7重量キログラムであった。

2.9 その他必要な事項

本飛行に関する航空法上の許可について

(1) 同機は、航空法第79条ただし書の許可を得ていなかった。

(2) 同乗者は、同法第28条第3項の許可を得ていなかった。

3 事実を認定した理由

3.1 解析

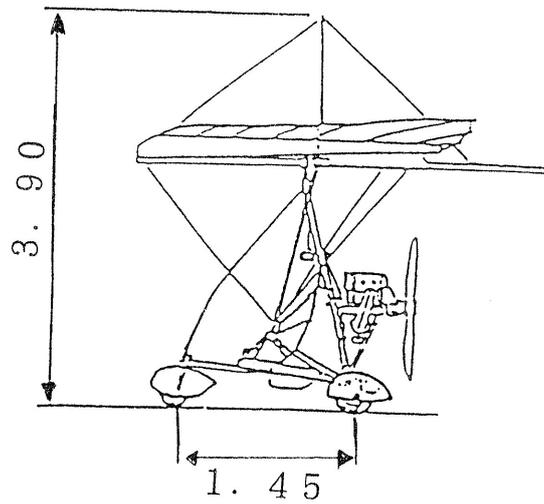
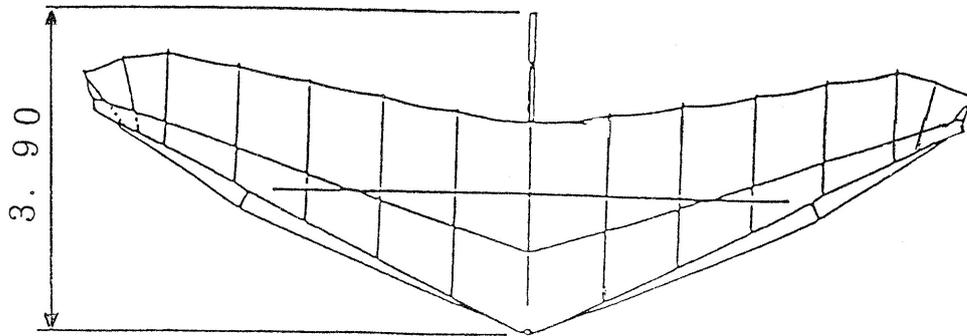
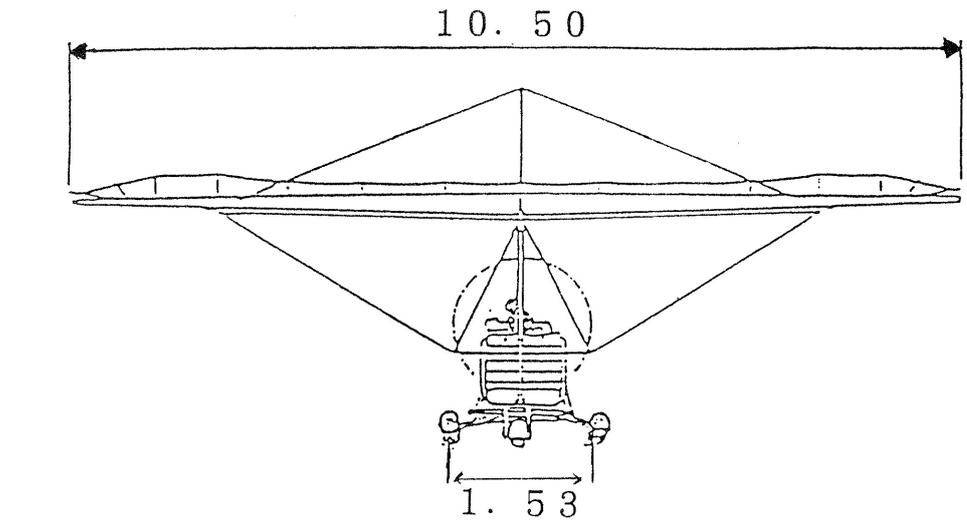
3.1.1 同機は機体調査の結果及び操縦者の口述から、事故発生まで機体及びエンジンに異常はなかったものと推定される。

3.1.2 同機は、「虹の松原」の海岸線を低空で飛行中、尻糸が同機の左翼翼端に接触してからまったため、左翼が下がって左に降下旋回を始め、操縦者が回復操作を行ったが低高度であったため、回復できず松林に墜落したものと推定される。

4 原因

本事故は、同機が飛行中、左翼翼端に凧糸が接触してからまったため、左に降下旋回し、低高度であったので回復できなかったことによるものと推定される。

付図2 ニューウイングス式MAX-R447型
三面図



単位：メートル